

平成31年度 岡山市中小企業支援施策のご案内

1. 岡山市中小企業融資制度

岡山市では、市内の中小企業者を対象に、生産性の向上をはかるための設備資金や運転資金のための様々な種類の融資制度があります。

○対象者

中小企業者

(資本金または出資総額が3億円(小売業またはサービス業5千万円、卸売業1億円)以下の会社または従業員300人(小売業50人、卸売業又はサービス業100人)以下の会社または個人です。)

○要件

- ・本市に住所又は主たる事務所もしくは事業所を有すること
- ・本市において引き続き1年以上現在の事業を営んでいること(新事業創出資金融資、創業資金融資を除く)
- ・市税を完納していること(申し込み時に納期が到来している市税)
- ・許可、認可、登録等を必要とする業種の方は、それらの許可、認可、登録等を受けていること
- ・岡山県信用保証協会の保証を受けられること等

○融資の申し込み

- 申し込みは岡山県保証協会または取扱金融機関窓口へ直接お申し込みください。
- ・融資には、岡山市の「認定」が必要となるものがあります。

◆信用保証制度

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付する制度です。(岡山市の融資制度は、信用保証協会の信用保証を付することとなっています。)

○対象となる方

中小企業者(個人又は法人・組合等で事業を営まれる方)

※一部の業種を除き多数の業種が対象になります。

○内容 (保証限度額)

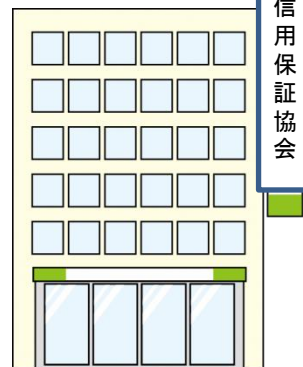
普通保証 2億円以内

無担保保証 8千万円以内

無担保無保証人 2,000万円以内

(保証料)

保証料は、一般保証については、年0.45%から2.2%で、一定条件を満たす場合は、保証料の割引制度があります。岡山市の中小企業向け制度融資は、保証料補助を行っていませんのでおおむね年0.45%から1.76%の保証料となっております。詳細は、お問い合わせください。



小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給制度について

小規模事業者の経営を支援するため、商工会議所、商工会の経営指導を受けることによって、無担保・無保証人で利用することができる「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」を利用された事業者に対し、返済利息の一部を補助する制度です。

○対象となる方

中小企業者(個人又は法人・組合等で事業を営まれる方) 一部の業種を除き多数の業種が対象になります。

○内容

申し込みのできる方

以下のいずれの条件も満たす人が対象となります。

- 1.岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会(東児支所を除く)、赤磐商工会(瀬戸支所に限る)のいずれかの推薦を受け、マル経融資を利用する人
- 2.市内において事業を営んでいること
- 3.市税を完納していること

○利子補給の内容

日本政策金融公庫へ支払った約定利息の初回から12回目までの年利1%相当額を補給します。ただし、延滞利息は補給対象外です。

○申請手続き

この制度を利用するためには、市への申請が必要ですが、商工会議所、商工会がとりまとめて手続きをします。申請に関することは、商工会議所、商工会まで。

2. 中小企業向けの補助制度

岡山市創業者支援事業補助金

○事業の内容

市内における創業者数の増加を図り、地域経済を活性化するため、市内で創業される方を対象に、事業の立ち上げに必要な経費の一部を補助します。

○補助対象者

平成31年4月1日から翌2月末日までに岡山市内において創業又は創業予定の方

※本市内に住民登録を行っている個人の中小企業者であること又は本市内に法人の本店所在場所がある法人の中小企業者であること。

※産業競争力強化法に基づき、岡山市が認定を受けた創業支援事業計画に位置付けられた認定連携創業支援事業者が実施した特定創業支援事業を受けるとともに、同事業を受けたことを証する証明書が提出できること ほか

○補助対象経費

・店舗等借入費、設備費、謝金、広報費、官公庁への申請書類作成経費、旅費など

○補助率及び補助額

補助率:1/2 補助限度額:50万円(店舗等借入費は上限25万円)

中小企業支援事業補助金(中小企業及び小規模企業者の機械設備補助)

○事業の内容

地域経済の活性化を図るため、市場の変化に応じた持続的な経営に向けた取り組みを行う市内中小企業の設備投資を支援し、そのために必要な経費の一部を補助します。

補助事業名	補助対象経費	補助率	補助限度額
中小企業 機械設備 投資事業	(1)機械設備(専ら補助事業のために使用される機械・装置)の購入・借用に要する経費 (2)経営改革計画策定費(指定支援者の謝金3回分が必須経費) ※45,000円(税抜)／回×3回=135,000円が必須対象経費	1/2	300万円 ※経営改革計画策定費の1/2の額を含む
小規模企業 機械設備 投資事業	機械設備(専ら補助事業のために使用される機械・装置)の購入・借用に要する経費	2/3	50万円

企業経営診断事業費補助金

○事業の内容

中小企業の経営診断に係る経費を助成

3. 岡山市起業家塾

○事業の内容

創業・起業を志す者への事業の立ち上げを支援するため、創業に必要な基礎知識や事業計画の立案など、経験豊富な講師陣から起業のノウハウが学べるもの。

また、あわせて岡山市起業家塾を卒業した者等に対して、定期的な経営相談を受けられるフォローアップを実施しています。

(参考)主な講座内容

- ・マーケティング
- ・経理の仕組みと税金
- ・収支・資金繰り計画を立てる
- ・事業計画の作成 など

※経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野すべての知識の習得が可能。



4. セミナー開催・相談業務

- 企業人材育成セミナー・創業・起業セミナー・事業承継セミナー・BCP策定支援セミナー等の開催
- 専門家による企業相談
弁護士や公認会計士等の専門家による経営相談の実施
- 融資・経営相談会の開催
岡山商工会議所、市内各商工会との各相談会の共催



5. 認定業務

中小企業信用保険法に係る認定業務(セーフティネット保証制度)

◆セーフティネット保証・5号・イ

(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者への支援措置で、指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者が対象です。セーフティネット保証・5号イに基づく認定書を添付して信用保証付融資を金融機関に申し込むと、一般枠((無担保8,000万円、有担保2億円))とは別枠保証限度額の利用が可能となります。

※手続き等の詳細は岡山市ホームページでご確認ください。

生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画の認定業務

国は平成30年度から平成32年度を「生産性革命・集中投資期間」と定め、平成30年6月6日、生産性向上特別措置法が施行されました。

中小企業等は、「先端設備等導入計画」を作成し、市から認定を受けることで、同計画に記載された機械・装置等について、設置後最初の3年間、固定資産税(償却資産)ゼロの特例を受けることができます。(申請受付期間:2021年6月25日まで)

※手続き等の詳細は岡山市ホームページでご確認ください。



【お問い合わせ先】

岡山市産業観光局 産業振興・雇用推進課
中小企業振興室

TEL 086-803-1325 / Fax 086-803-1738

E-mail chuushou@city.okayama.lg.jp